「令和 4 年度税制改正大綱」 ~基本的な考え方~

令和3年12月10日に与党(自由民主党・公明党)による「令和4年度税制改正大綱」が発表されました。来年度の税制改正では、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期しつつ、未来を見据え、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、賃上げ等を行う企業に対する税額控除の上限の引き上げや新事業開拓者対象に対する出資の特例(オープンイノベーション促進税制)の拡充など多くの施策が盛り込まれています。

今回は、令和4年度の税制改正の主要項目及び今後の税制改正の「基本的な考え方」について「税制改正大綱」に基づきその最新の情報をお届けします。留意が必要な内容について下線を付しております。また、「税制改正の具体的な内容」につきましては、「税制改正の大綱」(12月24日閣議決定)や「税制改正法案」(来年1月通常国会提出)等に基づき、税目別に改めてその情報をお届けいたします。

なお、前号の GTM ニュースでお伝えいたしました電子取引に係る電磁的記録の保存について、<u>届出等の手続きを要せず書面での保存を認める宥恕措置</u>(令和4年1月1日以後の取引情報に適用)が設けられましたことにご留意ください。

Ⅰ 成長と分配の好循環の実現

1 積極的な賃上げ等を促すための措置

- •「成長と分配の好循環」の実現に向けて、長期的な視点に立って一人ひとりへの積極的な賃上げを 促すとともに、株主だけでなく従業員、取引先などの多様なステークホルダーへの還元を後押しす る観点から、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化することとされました。
- ・具体的には、継続雇用者の給与等支給額及び教育訓練費を増加させた企業に対し、給与等支給額の増加額の最大30%を控除する措置を設けること、その際、資本金10億円以上かつ常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言することを要件とすることとされました。中小企業については、賃上げを高い水準で行うとともに、教育訓練費を増加させた場合に、給与等支給額の増加額の最大40%を控除する措置が設けられました。
- ・賃上げに係る税制措置としては、過去最高水準の税額控除率となるこの税制も活用しつつ、企業が基本給を含む賃上げや人的資本の拡充、下請け先との取引適正化をはじめとする多様なステークホルダーへの還元に着実に取り組み、「成長と分配の好循環」が早期に起動することが期待されるとともに、取組みの結果やこの税制がもたらす効果を注視していくこととされました。
- ・あわせて、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げも投資も特に消極的な企業に対し、租税特別 措置の適用を停止する措置を強化することとしていますので、ご留意ください。

2 オープンイノベーション促進税制の拡充

・スタートアップを徹底支援するとともに、既存企業の事業革新を促すことにより、企業が生み出す付加価値の向上につなげることも、「成長と分配の好循環」の実現に向けて必要不可欠であると考えられます。スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進する観点から、資金の払込みによる出資の一定額の所得控除を認めるという極めて異例の措置であるオープンイノベーション税制について、その対象として設立10年以上15年未満の研究開発型スタートアップを追加する等の拡充を行った上で2年間延長することとされました。

3 未来への投資等に向けた経済界への期待

- 令和4年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、オープンイノペーション税制も拡充するなど、「成長と分配の好循環」を早期に起動させるために、思い切った税制措置を講じています。歳出面においても、科学技術の振興等を目的として、大胆な措置が講じられているところであり、こうした取組みの趣旨を踏まえ、経済界に対しては、「成長と分配の好循環」の実現と、ひいては「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、より積極的に役割を果たすよう求めることとされましたことにご留意ください。
- ・近年、企業の前向きな投資や賃上げを促す観点から、法人実効税率の引下げをはじめとする様々な 税制上の取組みを行われてきました。しかしながら、わが国の賃金水準は、実質的に見て30年以



上にわたりほぼ横ばいの状態にあり、その伸び率は他の先進国に比して低迷しています。人的資本や無形資産への投資の規模や、設備の経過年齢を見ても、主要国に見劣りする水準にあります。その一方で、株主還元や内部留保は増加を続けており、コロナ禍を受けてもその傾向は変わっていません。企業がイノベーションよりも経費削減や値下げに競争力の源泉を求め続けた結果、経済全体としては縮小均衡が生じてきました。そのような企業行動の変容をもたらすべく、コーポレートガバナンスの強化や様々な分野における規制改革等と並んで取り組んできた近年の累次の法人税改革も、意図した成果を上げてこなかったと言わざるを得ません。

- •「成長と分配の好循環」は、企業が果敢に事業の革新に取り組み、付加価値の高い製品・サービスを生み出すことでマークアップ率を高めるとともに、その利益を元に次なる投資を行いつつ、株主だけでなく従業員、取引先、地域社会などの多様なステークホルダーに継続的に還元し、企業収益の更なる増加につなげていくことで実現します。「コロナ後の新しい社会の開拓」に向けて、デジタルトランスフォーメーションや脱炭素化、「人」への投資などへの取組みがより一層重要となる中、他の先進国との間に生じてきた所得や競争力の差を縮小するためにも、企業においては、リスク回避や横並びの意識を排してアニマルスピリッツを取り戻し、イノベーションに挑戦することが期待されます。政府においても、個々の企業が担うことは難しい研究開発支援や、非正規労働者やフリーランスを含めた社会全体の人的資本拡充など、企業が未来への投資に踏み切るに当たり必要となる環境の整備が、これまで以上に求められています。
- ・このような認識の下、来年以降、経済界の取組状況等も見極めつつ、積極的に未来への投資に取り 組む企業に対しては真に有効な支援を行うとともに、十分な投資余力があるにもかかわらず活用されていない場合に、企業の行動変容を促すためにどのような対応を講ずるべきかといった視点からも、幅広く検討を行うこととされていますので、今後も注視していく必要があります。

4 地方活性化、災害への対応

> 地方拠点強化税制の拡充

わが国は急速な人口減少局面にあり、その傾向は地方においてより顕著に現れています。他方、コロナ禍において若者や企業の地方移転への関心が高まるなど、注目すべき変化も見られます。東京一極集中を是正する観点から、地方拠点強化税制について、雇用者増加要件の撤廃や情報サービス事業部門の対象への追加など、地方に移転する企業の実態を踏まえた見直しを行った上で2年間延長されました。

> 5G導入促進税制の見直し

デジタル田園都市国家構想実現に向けては、5G全国ネットワークについて、高度なインフラを都市・地方で一体的に整備しつつ、特に条件不利地域における整備を加速することが重要です。また、企業等の多様な主体が自らシステムを構築するローカル5Gについても、社会課題解決や事業革新等に向け、導入を後押しすることが求められているところです。こうした観点から、5G導入促進税制について、対象となる設備やインセンティブ等の見直しを行った上で、3年間に期間を限定した上で延長することとされました。

▶ 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

農林水産物・食品の輸出をより一層拡大していくためには、輸出先国のニーズ等に対応するというマーケットインの発想に基づく取組みが重要です。農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法 律の輸出事業計画に基づき導入される製造設備や物流施設等に対し、税制上の措置を創設することとされました。

> 異常危険準備金制度の拡充

自然災害が多発傾向にあることも踏まえ、保険会社等の<u>異常危険準備金制度について、火災保険及び風水害保険に係る特例積立率を 10%に引き上げるほか、特例積立率の対象となる保険種目の見</u>直しを行うこととされました。

5 住宅ローン控除等の見直

- ・本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた対策が急務となっています。こういった社会環境の変化等に対応した豊かな住生活を実現するためには、住宅の省エネ性能の向上及び長期優良住宅の取得の促進とともに、既存の住宅ストックの有効活用及び優良化を図ることが重要となります。住宅ローン控除などの税制措置の見直しに当たっては、こうした考え方や現下の経済状況も踏まえつつ、所要の見直しを行うこととされました。
- ・まず、<u>住宅ローン控除については、4年間延長</u>することとします。その際、消費税率引上げに伴う 反動減対策としての<u>借入限度額の上乗せ措置は終了し、住宅性能などに応じた上乗せ措置を講する</u> こととされました。
- ・具体的には、カーボンニュートラルの実現の観点から、新築住宅及びリフォームにより良質化した上で販売する買取再販住宅においては、認定住宅・ZEH(ゼロ・エネルギー・ハウス)水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅について借入限度額の上乗せ措置を講ずることとします。また、これまで新築住宅に限定していた上乗せ措置について、既存住宅においても講ずることとします。さらに、



令和6年以降に建築確認を受ける新築住宅については省エネ基準の要件化を行うなど所要の措置 を講じ、住宅分野の脱炭素化を推進することとされました。

- 控除期間については、新築の認定住宅等について 13 年間とする上乗せ措置を講じます。なお、この措置は、わが国の経済状況が感染症の影響によって依然として厳しい状況にあることを踏まえた当面の措置として行うものであり、今後の状況を踏まえて必要な見直しを行うこととされていますのでご留意ください。
- ・床面積要件については、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅において、合計所得金額 1,000 万円以下の者に限り、40 ㎡に緩和することとされました。
- ・毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回る状況が生じていることに対する平成30年度決算検査報告(会計検査院)に対応する観点から、制度の簡素性も踏まえ、<u>控除率を0.7%とするとともに、住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は2,000万円に引き下げる</u>こととされました。
- ・東日本大震災の被災者による住宅の早期再建を引き続き支援する観点から、令和7年居住分以降対象地域の絞り込みを行いつつ、控除率及び借入限度額の上乗せ措置を講じます。
- ・また、<u>所得税額から控除しきれない額を、所得税の課税総所得金額等の5%(最高 9.75 万円)の</u> <u>範囲内で個人住民税から控除</u>する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填することとされました。
- 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、格差の固定化防止等の観点から、<u>非課税限度額を見直した上で、適用期限が2年間延長</u>されました。

6 固定資産税等

・景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅が、評価額の2.5%(現行: 5%)とされました。

7 中小・小規模事業者の支援

- ・地域経済の中核を担う中小企業を取り巻く状況は、ますます厳しさを増しており、コロナ後を見据えて、生産性の向上や経営基盤の強化を支援していく必要があります。このため、所得拡大促進税制を拡充し、賃上げを高い水準で行うとともに、教育訓練費を増加させた場合に、給与等支給額の増加額の最大40%を控除することとした上で令和6年3月末まで1年間延長することとされました。また、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動を支援する観点から、中小企業における交際費課税の特例については、見直しを行うことなく2年間延長することとされました。
- ・法人版事業承継税制については、平成30年1月から10年間の特例措置として、令和5年3月末までに特例承継計画の提出がなされた事業承継について抜本的拡充を行ったものです。今般の感染症の影響により計画策定に時間を要する場合もあるため、特例承継計画の提出期限を令和6年3月末まで1年間延長することとされました。この特例措置は、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和9年12月末までの適用期限については今後とも延長を行わないこととしています。事業承継を検討している中小企業経営者の方々には、適用期限が到来することを見据え、早期に事業承継に取り組むことを強く期待するとしています。

8 経済と環境の好循環の実現

- ・気候変動問題などの地球規模の課題が顕在化しています。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)によれば、極端な気象現象の増加や人の健康・生態系へのリスクは、工業化以降の平均気温の上昇が1.5℃の場合において増加し、2℃においては更に増加すると予測されています。持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえ、持続可能な社会を構築するためにも、パリ協定に基づき、脱炭素化に向けた取組みを加速することが重要です。日本は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとともに、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指し、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることとしています。
- ・カーボンニュートラルへの取組みは経済社会の変革を伴うものであるところ、国内外の資金を最大限活用し、社会全体の適切な移行を支援しつつ、新しい投資や技術革新を促すことを通じて、産業の競争力と日本経済の成長力につなげることとしています。わが国が新たに設定した意欲的な削減目標を実現するためには、技術革新及びその社会実装を進めるとともに、企業・個人を含めあらゆる行動主体が脱炭素を選好する社会を構築することが必要不可欠である。グリーン社会の実現にかかる利益の享受とともに必要な負担も国民全体で分かち合うといった視点が重要であることにも留意する必要があります。



- ・車体課税については、自動車業界が $CASE_*$ に代表される 100 年に一度ともいわれる大変革に 直面する中、次のエコカー減税等の期限到来時に抜本的な見直しを行うことを前提に、一定の猶予 期間を設けることとしたところです。車体課税の見直しに当たっては、令和3年度税制改正大綱で 示した方針に基づき引き続き検討を進める。
- ※:C (Connected:コネクテッド)、A (Autonomous:自動運転)、S (Shared & Service:シェアリング/サービス)、E (Electric:電動化)の頭文字をとった造語
- ・農林水産業の持続可能性を確保する観点からは、環境と調和した生産活動に取り組もうとする農林 漁業者等を後押しすることが重要である。「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境 負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(仮称)において規定される予定の「環境負荷低減事業 活動実施計画」(仮称)に基づき導入される、環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させ る設備等、及び、「基盤確立事業実施計画」(仮称)に基づき導入される、化学農薬・化学肥料に代 替する生産資材を製造する設備に対し、税制上の措置が創設されました。

9 その他考慮すべき課題

- ・租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、真に必要なものに限定していくことが重要です。このため、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の利用状況等を踏まえつつ、必要性や政策効果をよく見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行うこととされています。また、租税特別措置の創設・拡充を行う場合は、財源を確保することやいたずらに全体の項目数を増加させないことに配意する必要があります。
- 令和3年度税制改正において講じた<u>繰越欠損金の控除上限の特例</u>については、事業適応計画の認定 期限が令和4年8月1日に到来することから、今後の経済状況の変化も見極めた上で、<u>令和5年度</u> 税制改正において、所要の経過措置を講じた上で廃止す<u>ることを検討</u>します。
- 税制改正において、所要の経過措置を講じた上で廃止することを検討します。
 ・完全子法人株式等及び関連法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直しにより、令和5年度の税収が減少すると見込まれること等を踏まえ、その影響を緩和するための必要な対応等について、令和5年度税制改正において検討することとされました。

Ⅱ 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

1 個人所得課税のあり方

▶ 諸控除の見直し

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきています。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要です。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討していくこととされています。

▶ 私的年金等に関する公平な税制のあり方

- 働き方やライフコースが多様化する中で、老後の生活に備えるための支援について、働き方によって有利・不利が生じない公平な税制を構築することが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられます。
- ・こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとするべく、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘しました。私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しに向けて、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、老後に係る税制について、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていくこととされました。
- ・なお、高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要があります。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行うこととされました。



> 記帳水準の向上等

- ・記帳水準の向上は、適正な税務申告の確保のみならず、経営状態を可視化し、経営の対応力を向上させる上でも重要です。加えて、今般の感染症への対応においては、中小・小規模事業者への給付金の支給や融資に際し、売上や資産・負債等の状況が適切に記録されていないため申請に手間取るなど、日々の適正な記帳の重要性が改めて浮き彫りになりました。小規模事業者の半数以上が帳簿を手書きで作成しており、また、個人事業者の場合、正規の簿記の原則に従った記帳を行っている者は約3割にとどまっているのが現状です。また、個人の青色申告における簡易簿記は複式簿記に移行するための準備的な段階としての役割も期待されているところですが、簡易簿記での申告者の3分の1超が10年以上簡易簿記による記帳を続けている状況にあります。
- ・近年、普及しつつある会計ソフトを活用することにより、小規模事業者であっても大きな手間や費用をかけずに正規の簿記を行うことが可能な環境が整ってきていることも踏まえ、複式簿記による記帳を更に普及・一般化させる方向で、納税者側での対応可能性も十分踏まえつつ、<u>所得税の青色</u>申告制度の見直しを含めた個人事業者の記帳水準向上等に向けた検討を行うこととされました。

2 相続税・贈与税のあり方

- ・高齢化等に伴い、高齢世代に資産が偏在するとともに、相続による資産の世代間移転の時期がより 高齢期にシフトしており、結果として若年世代への資産移転が進みにくい状況にあります。高齢世 代が保有する資産がより早いタイミングで若年世代に移転することになれば、その有効活用を通じ た経済の活性化が期待されます。
- 一方、相続税・贈与税は、税制が資産の再分配機能を果たす上で重要な役割を担っています。高齢世代の資産が、適切な負担を伴うことなく世代を超えて引き継がれることとなれば、格差の固定化につながりかねません。
- このため、資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進するための税制を 構築していくことが重要であるとされています。
- ・わが国では、相続税と贈与税が別個の税体系として存在しており、贈与税は、相続税の累進回避を 防止する観点から高い税率が設定されています。このため、将来の相続財産が比較的少ない層にと っては、生前贈与に対し抑制的に働いている面がある一方で、相当に高額な相続財産を有する層に とっては、財産の分割贈与を通じて相続税の累進負担を回避しながら多額の財産を移転することが 可能となっています。
- ・今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進めることとされていますので、引続き今後の検討経過を注視していく必要があると考えます。
- ・あわせて、経済対策として現在講じられている<u>贈与税の非課税措置</u>は、限度額の範囲内では家族内における資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっていることから、そのあり方について、<u>格差の固定化防止等の観点を踏まえ、不断の見直しを行っていく必要</u>があるとされていますので、非課税制度の選択の可否等の検討していく必要があると考えられます。

3 外形標準課税のあり方

- ・法人事業税の外形標準課税は、平成 16 年度に資本金1億円超の大法人を対象に導入され、平成 27、28 年度税制改正において、より広く負担を分かち合い、企業の稼ぐ力を高める法人税改革の 一環として、所得割の税率引下げとあわせて、段階的に拡大されてきました。一方で、経済社会の 構造変化に伴い、外形標準課税の対象法人の数や態様は大きく変化しており、今後、こうした原因・課題の分析を進めるとともに、外形標準課税の適用対象法人のおり方について地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行うこととされました。
- ・また、外形標準課税の適用対象法人の法人事業税所得割について、年800万円以下の所得に係る 軽減税率を見直すこととされました。。

Ⅲ 国際課税制度の見直し

- ・経済のグローバル化が進展し、デジタル技術が経済活動の隅々まで浸透する中、モノを中心とした時代に形成された国際課税原則(「恒久的施設(PE:Permanent Establishment) なければ課税なし」等)が適切に機能せず、市場国で公平な課税を行えないといった問題が顕在化しています。
- ・また、過度な法人税の引下げ競争により各国の法人税収基盤が弱体化するとともに、企業間の公平 な競争条件が阻害されるといった状況が生じています。



- ・こうした国際課税上の課題への対応は喫緊の課題であるとの認識のもと、本年 10 月、OECD/G20「BEPS*2包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられました。この国際合意は、税制の不確実性をもたらす一国主義的な課税措置の拡散を防止する観点から、100 年来続いてきた国際課税原則を見直し、市場国に新たな課税権を配分するものでした。加えて、グローバル・ミニマム課税の導入は、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながるものです。わが国は、BEPSプロジェクトの立上げ時から、国際課税改革に関する議論を一貫して主導してきたところであり、本国際合意を強く歓迎するとしています。
- *Base Erosion and Profit Shifting:税源浸食と利益移転
- ・今後、本国際合意の実施に向け、多国間条約の策定・批准や、国内法の改正が必要となります。制度の詳細化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に貢献するとともに、<u>国際合意に則った法制度の整備を進める</u>こととしています。その際、<u>わが国企業等への過度な負担とならないように既存制度との関係などにも配慮しつつ、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する</u>こととされました。
- ・国際的な租税回避や脱税への対応については、引き続き、国際的な議論や租税回避の態様等を踏まえ必要な見直しを迅速に行っていくこととされました。また、コロナ後において見込まれる国境を越えたビジネスや人の往来の再拡大を踏まえ、非居住者の給与課税のあり方について、今後検討を行っていくこととされました。<u>あ</u>わせて、国際課税制度が大きな変革を迎える中、国内法制・租税条約の整備及び着実な執行など適時に十全な対応ができるよう、国税当局の体制強化を行うものとされましたので、ご留意ください。

Ⅳ 円滑・適正な納税のための環境整備

1 適格請求書等保存方式への円滑な移行

- ・消費税の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、令和5年10月に施行される消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、円滑な制度移行に向けて政府・与党は一体となって万全の対応を進めることとされました。
- ・このため、事業者に対するプッシュ型の周知・広報や説明会の開催だけでなく、事業者団体とも連携しながら、経営相談等に係る体制を強化するといった取組みを更に進めていくこととします。また、民間団体と連携して電子インボイスの社会実装に向けた取組みを推進するとともに、IT導入補助金等により制度移行もきっかけとした中小事業者の取引やバックオフィスのデジタル化を支援することで、中小企業の生産性向上を後押ししていくこととされました。加えて、持続化補助金により制度移行等の環境変化を見据えて取り組む小規模事業者も着実に支援していくこととします
- さらに、制度移行にともなって免税事業者である小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、免税事業者等との取引に関する独占禁止法、下請法、建設業法における取扱い等を明確化して周知するとともに、それらの法令に基づいて、相談窓口での対応や、下請Gメンや書面調査による状況把握を通じて適切に対処することとされました。
- ・これらの取組みを着実に進めつつ、引き続き、事業者の準備状況等を丁寧に把握し、必要な対応を行うこととされていますので、今後も注視していく必要があります。

2 税理士制度の見直し

コロナ後の新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行います。具体的には、税理士がその業務のICT化等を進める努力義務の創設や、税理士試験の会計学科目における受験資格の不要化、税理士法人が行うことのできる業務範囲の拡充等の措置を講ずることとされました。

3 記帳義務の不履行及び特に悪質な納税者への対応

- 適正な記帳や帳簿保存が行われていない納税者については、真実の所得把握に係る税務当局の執行 コストが多大であり、行政制裁等を適用する際の立証に困難を伴う場合も存在します。記帳義務の 不履行や税務調査時の簿外経費の主張等に対する不利益がない中では、悪質な納税者を利するよう な事例も生じているところです。
- ・記帳義務及び申告義務を適正に履行する納税者との公平性の観点に鑑み、<u>帳簿の不保存・不提示や</u> 記帳不備に対し、意図しない記帳誤りや帳簿の作成能力に配慮した上で、その記帳義務の不履行の 程度に応じて過少申告加算税等を加重する仕組みを設けることとされましたので、留意ください。



・また、納税者が事実の仮装・隠蔽がある年分又は無申告の年分において主張する簿外経費の存在が 帳簿書類等から明らかでなく、税務当局による反面調査によってもその取引が行われたと認められ ない場合には、当該簿外経費は必要経費・損金に不算入とする措置を講ずることとされました。

4 財産債務調書制度の見直し

・財産債務調書制度について、提出期限を緩和するなど提出義務者の事務負担の軽減を図るとともに、適正な課税を確保する観点から、現行の提出義務者に加えて、特に高額な資産保有者について は所得基準によらずに本調書の提出義務者とする措置を講することとされましたので、ご留意ください。

5 税務手続のデジタル化・キャッシュレス化による利便性の向上

- ・デジタル技術を活用し、納税者がいつでも・どこでも簡単に手続きを行うことができる環境の整備が重要です。このため、住宅ローン控除の適用にあたり必要となる住宅ローン年末残高証明書の納税者による提出を不要とするなど、e-Taxの利便性を向上させる取組みを進めるとともに、登録免許税や自動車重量税におけるキャッシュレス納付制度の創設等を行います。また、地方税務手続についても、電子申告・申請手続の拡大や電子納付の対象税目の拡大など、eLTAX(地方税のオンライン手続のためのシステム)を活用した全国統一的な対応を一層進めます。
- ・デジタル化やキャッシュレス化に対応した税制のあり方や納付方法の多様化について引き続き検 討していくこととされました。

(補足) 電子取引情報の電磁的記録の保存に係る宥恕措置の整備

- ・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録の出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。)の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置を講ずることとされました。
- (注1) 上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用されます。
- (注 2) 上記の電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合における当該 電磁的記録保存に関する上記の措置の適用については、当該電磁的記録の保存要件への対応が 困難な事業者の実情に配意し、引続き保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続きを要 せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮することとされました。

V その他

1 新たな沖縄振興等に向けた措置

- 令和4年度以降の新たな沖縄振興に向けて、各特別地区・地域に係る税制について、沖縄の政策課題の解決のために一層効果的なものとなるよう、事業者の計画が県の分野別計画に適合するものであることを県が認定した上で、国が課税の特例の適用要件を満たしているかを確認する制度を導入する等、所要の見直しを行った上、その適用期限を3年間延長することとされました。
- ・また、沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例は、復帰50年を迎え、酒類製造業界から自発的かつ積極的な提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、酒類製造業者への影響や予見可能性などを考慮して最長10年をかけて段階的に廃止することとされました。

2 ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し

ガス供給業については、令和4年の導管部門の法的分離、他のエネルギーとの競合や新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、これらの法人に対する法人事業税の課税方式の見直しを行うこととされました。



3 屋外分煙施設等の整備の促進

望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促すこととされました。

4 IRに関する税制

IRに関する税制については、区域整備計画の認定等の手続きの進捗状況を見据えながら、令和3年度税制改正大綱に示された方向に基づき、令和5年度以降の税制改正で具体化することとされました。

【ご留意事項】~税制改正のスケジュール等について~

- •「令和4年度税制改正大綱」(令和3年12月10日与党公表)を受けて、「令和4年度税制改正の大綱」(令和3年12月24日閣議決定)の公表、来年1月開会の通常国会への「税制改正法案」の提出、審議を経て、例年3月末に可決成立、公布されます。
- ・従いまして、本情報の内容は、最終的な法案において修正・削除等される場合もございますので、 今後公表・提供されます情報等にご留意のうえ、ご活用ください。

〔引用参照文献〕

- 自由民主党 HP https://www.jimin.jp/news/policy/202382.html
- 令和4年度税制改正大綱

https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/news/policy/202382_1.pdf

・ 令和 4 年度税制改正の大綱

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2022/20211224taikou.pdf

〔担当窓口〕 GTM グループ 会計税務相談室 E-mail gtm@gtmri.co.jp

